

特別納税窓口を開設します ～5月は納税推進月間です～

【夜間、祝日・休日の特別納税窓口開設！】

皆さんが納税しやすいよう次の日程で夜間、祝日・休日の納税窓口を開設します。
同時に納税相談も受け付けますのでぜひご利用ください。

- 平日の夜間納税窓口（午後5時15分～午後8時）
5月11日（火）～5月21日（金）
- 祝日・休日の納税窓口（午前8時30分～午後5時15分）
5月15日（土）・16日（日）・22日（土）・23日（日）
- 受付窓口 収納課⑧番窓口
- 対象税目 市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

【納税相談！】

納期限までに納付されないと、本税のほかに督促手数料や延滞金が加算されるとともに滞納処分が行われることになります。

収納課では納付方法などの相談を行っていますので、ぜひお早めにご相談ください。



【問】収納課 ☎ 63-1353 ☎ 63-1362

平成22年度 軽自動車税減免申請を受け付けます

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの人で、右の表に当てはまる場合には、申請によって軽自動車税が減免されます。

- 申請期限 5月24日（月）
※申請期限を過ぎますと、減免申請の受け付けはできませんのでご注意ください。

●申請場所 税務課市民税係

●必要なもの

- ①身体障害者手帳・療育手帳など
- ②印鑑（朱肉を用いるものに限る）
- ③運転される人の運転免許証（コピー可）
- ④車検証（車検のある車両のみ、コピー可）
- ⑤軽自動車税納税通知書

※障がいのある人のみの世帯で、常時介護をする人が運転する場合は、福祉事務所発行の「常時介護証明書」が必要となります。

【問】税務課 ☎ 63-1342

	手帳の種類	軽自動車などの所有者	運転者	障がいの範囲
1	・身体障害者手帳（満18歳以上の人） ・戦傷病者手帳	・本人	・本人 または ・生計を一にする人（常時介護する人が運転でも可）	「減免となる障がいの範囲」（下）をご覧ください
2	・身体障害者手帳（満18歳未満の人） ・療育手帳 ・精神障害者保険福祉手帳	・本人 または ・生計を一にする人	・生計を一にする人（常時介護する人が運転でも可）	

※車を所有権留保付割賦販売（ローン販売）で購入した場合は、所有者が自動車販売会社やローン会社でも減免の対象となります。

※事業用のものは除かれます。

※減免は、障がいをお持ちの人1人につき1台（普通車（自動車税）を含む）に限ります。

自動車税の減免申請は、玉名地域振興局税務課（☎ 74-2120）へお問い合わせください。

●減免となる障がいの範囲

障がい区分など		本人が運転する場合	生計を一にする人が運転する場合
身体障害者手帳	視覚障がい	1級～「4級の1」	
	聴覚障がい	2級・3級	
	平衡機能障がい	3級	
	音声機能障がい	3級 （咽頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）	×
	上肢機能障がい	1級～「2級の2」	
	下肢機能障がい	1級～6級	1級～「3級の1」
	体幹機能障がい	1級～3級・5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	1級～2級（一上肢を含む）	1級～3級 （一下肢を含む）
	内部障がい	1級～3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	
療育手帳	障がいの程度「重度A1・A2」		
精神障害者保健福祉手帳	1級		
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の交付を受けている人に準じて減免の対象となる範囲が定められています。詳しくはお問い合わせください。		

くらしの情報

5月1日から7日は憲法週間です

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と定めています。これは、憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの催しを積極的に行っていますので、ご興味のある人は、最寄りの裁判所総務課にお問い合わせください。各種行事をきっかけに、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。

また、裁判所は、国民の皆さんにとって裁判がより利用しやすく分かりやすいものとなるように、日ごろから幅広

い広報活動を行っています。

裁判例情報、司法統計、見学・傍聴案内をはじめとする各種情報については、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) や、裁判員制度の詳しい情報については、裁判員制度ウェブサイト (<http://www.saibanin.courts.go.jp/>) で、それぞれ紹介しています。

【問】熊本地方裁判所 ☎096・21221 (内線513、514)



広告入り公用封筒の寄贈者を募集します

市民課で使用する封筒に広告を掲載した封筒を寄贈していただける業者を募集します。

●必要枚数

- ① A4判用封筒…3万枚
- ② A5判用封筒…1万枚

●使用期間 10月1日～平成23年9月30日

●募集期間 5月6日(木)～31日(月) 午後5時まで

●受付場所 市役所1階 市民課

※荒尾市広告掲載事業実施要綱、荒尾市広告掲載基準、募集要項や様式などの詳細は荒尾市のホームページから確認またはダウンロードできます。

【問】市民課 ☎63・13326

大雨などの気象警報・注意報の発表単位が変わります

熊本地方気象台では、平成22年5月27日(予定)から、気象警報・注意報について市町村を対象として発表します。

現在、荒尾市に災害発生のおそれがある場合、荒尾市を含む「荒尾玉名」に対して警報・注意報を発表していますが、これからは、「荒尾市」を明示して発表します。

市町村ごとの気象警報・注意報の詳細な内容は、気象庁ホームページに掲載する予定です。

気象庁のホームページ <http://www.jma.go.jp>

【問】熊本地方気象台 防災業務課 ☎096・324・3283

6月1日から「特小」ゴミ袋の販売開始

一般家庭用の少量のごみ出し用として、新たに指定ごみ袋特小サイズ8リットル(10枚組80円)を、6月1日(火)から販売開始します。

●お願い ごみを出すとき、「ごみ・リサイクル年間カレンダー」、「ごみ出しルール読本」で必ず確認してください。

◎ごみ出しポイント

紙おむつごみ 汚物を取り除いて燃えるごみと一緒に指定袋に入れて出してください。

※特例 紙おむつ専用シールの交付対象者は、シールを利用したごみ出しとなります。

資源ごみ 分別ルールをよく

確認して出してください。間違つて粗大ごみや不燃物の電気器具類が出され不法投棄状況になり、地域の集積場管理に支障が出ます。

【問】環境保全課 ☎63・1370

愛の献血(5月)

●20日(木)

▽有働病院

午前9時30分～正午

▽マミーズ原万田店

午後1時30分～3時30分

※400ミリリットルのみ、体重50キログラム以上の人

【問】保健センター ☎63・11333

●熊本県保険医協会●

モシモシ健康情報 5月

☎096-385-3300

- ▽月曜 うおの目
- ▽火曜 虐待をなくすために
- ▽水曜 多重人格障害
- ▽木曜 口唇・口蓋裂の矯正歯科治療について
- ▽金曜 家庭でできる子供の視力検査
- ▽土・日曜 ヒブってなあに?(ヒブ感染とヒブワクチン)

※テーマは変更になることがあります。